

産業廃棄物（非感染性）処理業務委託（案）

委託業務の名称 産業廃棄物(非感染性)処理業務委託
委託期間 平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日
委託料 単価契約とする。

項目	産業廃棄物(非感染性)	備考
単価	円	1Kg当たり処理単価とし、消費税は別途とする。

上記業務の委託について、沖縄県立八重山病院院長 篠崎 裕子(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)との間に次の契約を締結する。

第1条 乙は、甲の事業場で生じた産業廃棄物(非感染性)の収集運搬から最終処分まで実施するものとする。但し、乙が産業廃棄物処分許可業者ではない場合は、産業廃棄物処分許可業者と委託契約を結び、これを行うこととする。

第2条 乙は、甲より委託された廃棄物の運搬業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出するものとする。但し、業務終了報告書はマニフェスト伝票で代えることができるものとする。

第3条 乙は、処理委託内容についての関係官庁の許可証の写しを甲に提出するものとする。提出後に許可内容を取消された場合は速やかに甲に報告するものとする。また、変更、更新をした場合も同様とする。

第4条 乙は、同処理業務を甲の許可なく下請けさせてはならない。

第5条 委託料は単価契約とし、消費税は別途とする。
2 乙は、処理を実施した翌月の7日までに委託料を甲に請求する。
3 甲は、乙から請求を月末までに、乙の指定する銀行へ振り込むものとする。

第6条 乙は、業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

第7条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除とする。

第8条 甲乙いずれかの一方が、本契約の期間中に契約を解約しようとするときは、3ヶ月前に相手方に書面でもって通知するものとする。
2 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに本契約を解除することができる。
(1) 乙が本契約に違反したとき。
(2) 乙が本契約を履行しないと認めたとき。
3 同条第2項の規定により、本契約を解除されたときは、乙は甲にその損害賠償を請求することはできない。
4 本契約の契約開始日が属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
5 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責務を負わない。

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。
(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人であ

る場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の 代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者 をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律 第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条 第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第10条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第11条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第12条 この契約に定めのない事項、疑義等については甲乙協議のうえ定める。

第13条 この契約を証するため、本書を2通作成し、記名捺印のうえ各自1通を保持するものとする。

平成 31 年 月 日

石垣市真栄里584番地1

甲 沖縄県立八重山病院
院長 篠崎 裕子

乙

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報の目的外利用又は提供の禁止）

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏洩、毀損及び滅失の防止）

第5条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

2 乙又は従事者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。乙の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても、同様とする。

3 前項の規定に違反した場合、乙又は従事者は沖縄県個人情報保護条例の規定に基づき罰則に課せられることがある。

（資料等の返還）

第6条 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない

（再委託の禁止）

第8条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による個人情報取扱業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。